

入林届を提出された

## 狩猟者の皆さんへ

①安全のための遵守事項  
鳥獣の捕獲等を目的として入林される皆さんへ  
【入林に際しての遵守事項】

②狩猟者の皆さんへ（お願い）

③森林事務所別メッシュ番号一覧表

大 隅 森 林 管 理 署

# 安全のための遵守事項

## 鳥獣の捕獲等を目的として入林される皆様へ

鳥獣の捕獲を目的として、国有林野へ入林される場合は、下記の注意事項を厳守して、絶対に事故を起こさないよう御注意願います。

### 記

- 1 立入禁止区域（作業予定区域及びその周辺区域等）については、入手した立入禁止区域図等により、その位置を確認するとともに、立入禁止区域内への立入り及び発砲を行わないでください。なお、事業の変更に伴い立入禁止区域図を変更する場合がありますので、入林する際は、お手持ちの立入禁止区域図が最新かどうか御確認ください。（立入禁止区域図は、九州森林管理局のホームページからも入手できます。）  
立入禁止区域には、現地に「立入禁止」「発砲禁止」「銃猟禁止」等の標識を設置しています。また、立入禁止区域がある林道入口等には、「〇km 先、作業中につき立入禁止」等の標識や横断幕などで表示しています。
- 2 「入林届」の写しを、車両ごとに車内の見やすい場所に掲示してください。  
銃器による野生鳥獣の捕獲等を実施する場合は、「注意喚起看板」を車両ごとに車体の側面等の見やすい場所に掲示してください。
- 3 国有林内での鳥獣の捕獲は、できるだけ作業をしていない土・日・祝日に実施されるようお願いします。実際に入林する日が決まった場合には、前日までに、日時及び場所等を管轄する大隅森林管理署等に御連絡ください。特に、土・日・祝日以外に実施される場合は、必ず連絡してください。
- 4 他の森林管理署等の管内に入林する場合は、当該森林管理署等においても同様の入林の手続をしてください。
- 5 一般の方が入林している場合がありますので十分御注意願います。
- 6 林道を通行する場合には、徐行運転をするなど、交通事故防止にご協力ください。また、火気に注意し、山火事予防に御協力ください。
- 7 入林に当たっては、落石、滑落、なだれ（その他考えられる災害）等の危険箇所に関する情報を把握し、これら災害に十分注意してください。  
なお、入林された方が、落石、滑落、交通事故等により災害にあった場合でも、大隅森林管理署では責任を負いませんので十分御留意願います。
- 8 指定管理鳥獣捕獲等事業による夜間銃猟を実施する場合は、安全を厳密に確保する観点から、射撃場所、射撃方法及びバックストップをあらかじめ想定できる方法（誘引して定点から射撃する方法等）により捕獲するようにしてください。また、照明器具やナイトスコープ等の使用により、昼間と同等の視認性を確保していることを確認してください。
- 9 その他、県から配布される「鳥獣保護区等位置図」に記載されている注意事項を守ってください。

大隅森林管理署長

## 【入林に際しての遵守事項】

入林される際は、下記の事項について入林者全員へ周知し確実に遵守されるよう対応をお願いします。

### 記

#### 一般的な事項について

- 入林は、自己責任が原則です。天候や現地の情報を確認し、十分な装備で入林してください。
- 悪天候時には滑落、落石、倒木、崩壊等の危険性が高まるため、入林を控えてください。
- 当森林管理署等職員が入林届の提示を求めることがありますので、入林の際には入林届を携行するとともに、森林管理署等職員の指示に従ってください。車両を使用して入林する場合には、入林届をダッシュボードなどの見える位置に置いてください。
- 立入制限の標示がある区域には、立ち入らないでください。
- 国有林内での火気の取り扱いには十分注意してください。たき火、タバコの投げ捨ては行わないでください。
- ごみは必ず持ち帰ってください。不法投棄には厳しい罰則が設けられています。
- 林道のゲートや鍵は絶対に壊さないでください。（※器物損壊罪が適用される場合があります。）
- 動植物の保護に御協力ください。

#### その他

- 立木の伐採、損傷及び土地の形質変更を行う場合、許可が必要です。無断でこれらの行為を行った場合には法により罰せられることがあります。
- 万が一、事故や災害に遭った場合には一切の責任を負いかねますので、御了承ください。

#### 特記事項

※車両により入林される方、複数人での入林を計画されている方、調査等を目的として入林される方は裏面も御覧ください。

### 車両により入林される方へ

林道は道幅が狭い上、見通しも悪く、落石や土砂崩れなど危険の恐れがありますので、次の事項を遵守し、通行願います。

- ・林道を運転される場合は、スピードを落として安全運転をお願いします。
- ・カーブは徐行し、クラクションを鳴らすなど、出会いがしらの衝突に注意するとともに、昼間でもヘッドライトを点灯するなど、対向車に注意しながらの運転に努めてください。
- ・林道上は駐車禁止です。駐車する必要がある場合は、他の車両通行を妨げないよう待避所・車回し場所等に駐車してください。
- ・林道の安全が確保できない場合や、当署等の事業実行に支障がある場合はゲートを閉鎖・施錠しています。通行禁止となっている林道には、絶対に車両を乗り入れないでください。

### 複数人での入林を計画されている方へ

- ・参加者の安全には十分配慮し、事故等が発生しないよう気をつけてください。
- ・参加者に万一事故が発生した際のことを考慮し、緊急時の体制を整えてください。

### 調査研究活動等を目的として入林される方へ

- ・調査研究用試料等の採取を行う場合には、必要最小限度に留めてください。なお、高山植物等の採取を行う場合には、別途申請書を提出してください。
- ・調査中は森林管理署等へ入林届をして調査していることが第三者にわかるように表示してください。特に一般の方の立ち入りを禁止している場所で作業する際は、標識や腕章等を用いて、承諾を受けていることがわかるようにし、第三者が入り込まないような対応をお願いします。
- ・使用した機材、標識等は、調査研究活動が終わり次第撤去してください。

# 狩猟者の皆さんへ（お願い）

狩猟の目的で国有林野へ入林される場合の注意事項については、入林届受理証交付の際、別途9項目について「安全のための遵守事項」をお願いをしておりますが、これ以外の下記についても御協力をお願いします。

記

## 1. 立入禁止区域以外での注意について

立入禁止区域以外の箇所でも林野巡視等で職員が入林している場合がありますので、絶対誤射のないよう十分注意して下さい。

一般の方が入林している場合がありますので、発砲に当たっては絶対誤射のないように注意して下さい。

## 2. 林道上の発砲禁止及び駐車について

国有林林道については、公道扱いとなりますので、鳥獣の捕獲は禁止です。絶対に林道上で発砲等しないようお願いいたします。

なお、林道に駐車される場合は、他の車の通行の支障にならないように駐車して下さい。

## 3. わなの設置箇所について

林道法頭のわなの設置については、かかったイノシシ等が暴れることにより林道への落石・崩土等が発生し、林道の安全走行上支障が生じる場合がありますので、林道法頭へのわなの設置は控えて頂くようお願いいたします。

## 4. 火気注意について

冬季は空気が乾燥し、火災が起きやすくなります。タバコ、焚き火の後始末は完全にし、消火を確認して下さい。  
(焚き火はできるだけしないようにお願いします。)

## 5. 空き缶、弁当箱等の後始末について

使用した空き缶、弁当箱等のゴミは必ず持ち帰って下さい。

## 6. 立木等の保全について

立木に損傷を与えたり草木を採取しないで下さい。。

## 7. 国の施設について

国有林内には大隅森林管理署の施設があります。使用したり、壊したりしないで下さい。

## 8. その他

国有林に関する事で、ご不明な点がありましたら、遠慮なく大隅森林管理署へご連絡下さい。

大隅森林管理署長  
TEL：0994-42-5217（代）

# 国有林野の入林手続きの管轄森林管理署等メッシュ番号一覧表

森林管理署等名  
所在地  
電話番号

大隅森林管理署  
鹿児島県鹿屋市下堀町2926-3  
0994-42-5217

鹿児島県 NO.1

「鳥獣保護区等位置図」のメッシュの番号	鹿児島県版「鳥獣保護区等位置図」のメッシュの番号	管轄森林事務所名 所在地 電話番号	該当市町村名	備考
47304722の一部 47304772の一部 47304777の一部 47305722の一部 47305772の一部	153 140 141 126 113	財部森林事務所 鹿児島県曾於市財部町南俣11238  0986-72-1400	曾於市(旧財部町)	
47311172の一部 47312122の一部 47312127の一部 47312172の一部 47312177の一部 47313027の一部 47313122の一部 47313127の一部 47312077の一部 47313077の一部 47312072の一部 47313172の一部	230 214 215 199 200 183 184 185 198 169 197 170	志布志森林事務所 鹿児島県志布志市志布志町帖6416-1  0994-72-0316	志布志市(旧志布志市)	
46317072の一部 46317077の一部 46307727の一部 46317022の一部 46317027の一部 46317122の一部 46316072の一部 46316077の一部	290 291 303 304 305 306 319 320	内之浦森林事務所 鹿児島県肝属郡肝付町北方1893  0994-67-2536	肝付町(旧内之浦町)	
46307727の一部 46306777の一部 46316072の一部 46306722の一部 46306727の一部 46316022の一部 46305772の一部 46305777の一部 46305722の一部 46305727の一部	303 318 319 326 327 328 335 336 341 342	岸良森林事務所 鹿児島県肝属郡肝付町北方1893  0994-67-3111	肝付町(旧内之浦町)	
46307677の一部 46307627の一部 46306672の一部 46306772の一部 46307622の一部 46307722の一部 46306677の一部 46306627の一部 46306722の一部	287 301 315 317 300 302 316 325 326	大根占森林事務所 鹿児島県肝属郡錦江町馬場字 鳥井戸57-2 0994-22-0072	錦江町(旧大根占町、 旧田代町) 南大隅町(旧根占町)	
46305722の一部 46305627の一部 46306722の一部 46305772の一部 46305677の一部 46306727の一部	341 340 326 335 334 327	田代森林事務所 鹿児島県肝属郡錦江町川原682-9 0994-25-2004	錦江町(旧田代町) 南大隅町(旧根占町)	

46306622の一部	324	根占森林事務所 鹿児島県肝属郡南大隅町横別府 3532-1 0994-24-2200	南大隅町(旧佐多町、 旧根占町)	
46305672の一部	333			
46305527の一部	338			
46304572の一部	343			
46305677の一部	334			
46305622の一部	339			
46304577の一部	344			
46304672の一部	345			
46304522の一部	347			
46304527の一部	348			
46303572の一部	349			
46305627の一部	340			
46304677の一部	346			
46305722の一部	341			
46307772の一部	288	川上森林事務所 鹿児島県肝属郡肝付町前田4946-2 0994-68-8177	鹿屋市 肝付町(旧高山町) 鹿屋市(旧吾平町)	
46307677の一部	287			
46307722の一部	302			
46307627の一部	301			
46306777の一部	318			
46306772の一部	317			
46307777の一部	289			
46307727の一部	303			
47311022の一部	246	高山森林事務所 鹿児島県肝属郡肝付町前田4946-2 0994-65-2167	大崎町 東串良町 肝付町(旧高山町)	
47310072の一部	261			
47310022の一部	276			
46317077の一部	291			
46317072の一部	290			
46307777の一部	289			
46307727の一部	303			
47302527の一部	207	垂水森林事務所 鹿児島県垂水市旭町4 0994-32-0154	垂水市	
47302622の一部	208			
47301577の一部	223			
47301672の一部	224			
47301677の一部	225			
47301622の一部	242			
47302622の一部	208	鹿屋森林事務所 鹿児島県鹿屋市下堀町2926-3 0994-42-2672	鹿屋市	
47302627の一部	209			
47301672の一部	224			
47301677の一部	225			
47301772の一部	226			
47301622の一部	242			
47301627の一部	243			
47300677の一部	258			

## 【鳥獣の捕獲を目的(有害鳥獣捕獲・狩猟)として入林される皆さんへ】

- メッシュ内に国有林野が所在する箇所では鳥獣の捕獲をされる場合は、森林管理署・支署(以下「森林管理署等」という。)への入林届が必要です。
- 入林届は、管轄する森林管理署等ごとに必要です。
- 狩猟者の方へは入林届提出の際に、森林管理署等から「立入禁止区域図」及び「安全のための遵守事項」等を交付します。